



Title	「理想化」をめぐるハーバーマス真理論の変遷
Author(s)	佐々木, 尽
Citation	メタフュシカ. 2024, 55, p. 37-49
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/100356
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

「理想化」をめぐるハーバーマス真理論の変遷

佐々木尽

はじめに

本論の目的は、ハーバーマス討議理論の中心概念の一つである「理想化」に即して、真理についての理論の変遷を追うことである。ハーバーマスは1970年代初頭のガウス講義「社会学の言語理論的基礎づけにかんする講義」(1970/71, VE所収)において、「理想的発話状況」を鍵とした「真理の合意説」を提唱した。この合意説はさまざまな批判を浴びながら、「コミュニケーション能力の理論のための予備的考察」(1971, TGS所収, 以下「予備的考察」)、「真理論」(1972, VE所収)、そして「普遍的語用論とは何か」(1976, VE所収)といった論考の中で展開されていった¹。

その後比較的大きく間があいて、『真理と正当化』(1999/2004)においてハーバーマスは自らの真理論に修正を加えることになったが、上述の「理想的発話状況」を好意的に受容し、「理想的コミュニケーション共同体」を鍵とする真理論を提示していたK.-O.アーペルは、ハーバーマスの修正を「真理の討議理論 [=合意説]」の「放棄」だと断罪する。曰く、修正後のハーバーマスの理論は「もはや、真理と正当化という概念の間の内的——しかも等価性という極限値にまで理想化可能な——連関を表現することができない」(PSR 126)。そして確かにハーバーマスは、自らの修正案が「[…]『真理』を『理想的主張可能性』に同化してしまわない」(WR 51) ように注意を払ったと述べる。

しかし修正後のハーバーマスは同時に、理想化が必要不可欠であり、卓越した位置価を保ち続ける、とも述べる。元々は真理の定義や基準の提示に理想的発話状況を用いていたハーバーマスが、修正後にはどのような位置にこうした〈理想化〉を置くことになったのか。これが本論を上記の目的へと導く問いである。

行論として、まずは70年代のハーバーマスが上記の諸論考で、どのような理論を相手取った上で (1.1)、いかにして真理を定義し、合意説を提唱したかを見る (1.2)。続いて『真理と正当

¹ このうち「真理論」では、「合意説 [Konsensustheorie]」という名称よりも「討議説 [Diskurstheorie]」の方がより良かった、という旨が述べられているが^g (vgl. VE 160Anm.)、さしあたり本論では「合意説」で統一しておく。

化』までに間があいた時期を見ておく。ただ『真理と正当化』でハーバーマス本人も述べる通り、この時期には基本的に命題的真理性の問題は後景に退いていたため、あくまで簡潔な確認に留めつつ、第3節での立場変更の予兆となる傾向を炙り出しておく（2.1）。次に『真理と正当化』で提示されたプラグマティックな真理概念を確認し、理想化が真理の定義・基準と切り離された点を見定めつつ（3.1）、最後に修正後のハーバーマスが真理と理想化の関係をどのように考えるようになったのかをまとめる（3.2）。

1. 真理の合意説と理想的発話状況

1.1 真理の合意説の相手：対応説・明証説・整合説

まずは70年代のハーバーマスが、理想的発話状況を鍵とした「真理の合意説」を提唱した時期を見よう。真理の合意説についてハーバーマスは、上述のガウス講義と「予備的考察」とほぼ同じ特徴づけを与えている。

この見解〔真理の合意説〕に従うと、私がある対象にある述語を付与することが許されるのは次の場合であり、またその場合だけである。すなわち、ある論証に私とともに立ち入ることのできるであろう〔könnnte〕各々の他者たちみなが、同一の対象に同じ述語を付与するであろう〔würde〕場合、である。真なる言明を偽の言明から区別するために、私は他者の判断を——さらに言えば、私がある論証をいつかともに始めることができるであろうすべての他者たちの判断を——引き合いに出す（そこでは私は反事実的に〔kontrafaktisch〕、自分の生活史が人間世界の歴史と同じ広がりを持つ〔koextensiv〕のだとすれば、見出すことができるであろうすべての対話パートナーを含めている）。言明の真理性のための条件は、あらゆる他者の潜在的な同意である。（VE 109; vgl. TGS 124）

このように導入される合意説だが、まずはそれがどのような真理論を相手取って提示されているのかを確認しておこう。合意説は第一に、真理の対応説〔Korrespondenztheorie〕を批判して登場した。この説は「言明と事実の対応を、模写〔Abbildung〕として存在論的に解釈する」（VE 106）理論であり、「模写説／一致説〔Adäquationstheorie〕」や「存在論的真理論」と呼ばれることもある。この説の問題点は、〈言明と事実の対応／模写〉という関係を判定する際に、その判定がやはり言明でしか表せない、という点にある。つまり対応説は、〈言明 A₁ と事実 T₁ の対応関係を表す言明 A₂〉から〈言明 A₂ と事実 T₂ [= 言明 A₁ と事実 T₁ の対応関係] を表す言明 A₃〉へ、という方向で無限後退に陥るか、あるいは（パトナム的な意味での）形而上学的な外在主義をとり、「神の目の観点」という仕方で「言語論的領域から無益にも離脱しようと試みる」（VE 107）しかない。

次いで批判が向けられるのは真理の明証説〔Evidenztheorie〕である。これは「志向の直観的充実化」によって真理を定義する説とされ、それによれば「真理の意味は、直接所与の直観の明証性」である（vgl. VE 107）。72年の「真理論」では、「確信〔Gewissheit〕」ないし「確信体験

〔Gewissheitserlebnis〕」と妥当要求との違いを論じる際に明証説が扱われる。すなわち明証説は、ある言明の基づく知覚や直観が明証的〔evident〕であるか否かによって言明の真偽を判定するものだが、その明証性は「確信」を作るものとして把握できる、というわけである。こうした「確信」が問題含みなのは、それが相互主観性を持ち得ないからである。ある主観が、たとえどれだけ明証的な知覚や直観を手にしたとしても、それそのものの妥当性はあくまで主観的なものに過ぎない。だとすれば、その明証性に基づいて発話がなされたとしても、発話されるのは〈今・ここ・私・これ〉に縛られた単称言明に過ぎず、その真理妥当もあくまで主観的な〈私〉のものに過ぎないことになる——だが、これはそもそも「真理」の意味に反する、とハーバーマスは言う。「ある言明がある特定の個人〔Individuum〕にとってのみ真である〔…〕などと有意味に主張することはできない」(VE 140)。こうした確信は、「期待はずれ」が起こり、持っていた知を疑問に付す必要が出てきた際の「きっかけ〔Veranlassung〕」にはなり得るとしても、真理性そのものでもなければ²、それを確実に担保するものでもない。「事態が実際にそうであるのか、それともそうでないのか〔ob Sachverhalte der Fall oder nicht der Fall sind〕については、経験の明証〔die Evidenz von Erfahrungen〕が決定するのではなく、論証の経過が決定する」(VE 135; vgl. VE 108, 140)。

以上で批判された対応説と明証説はどちらも、ある言明の真偽について、他の言明を必要としない形で判定できるとする理論である。これらを退けながら、ハーバーマスは合意説を提唱した。発話に際して掲げられる真理性要求の討議的認証〔diskursive Einlösung〕を通じた、すなわち他の言明による正当化を通じた真理論が提示されているのは、ある意味で当然であろう。ゆえに合意説は、真理の整合説〔Kohärenztheorie〕に接近することになる。実際、藤澤は70年代から80年代にかけての先行研究にも依拠しつつ、この時期のハーバーマスの合意説が持つ整合性依存を指摘する³(藤澤賢一郎, 1989, 155f.)。ただ一点注意せねばならないのは、複数の言明の間の整合性は、実際にある言明が発話され、それを討議的に認証するプロセスの中で、「より良い論拠の持つ力〔Kraft des besseren Arguments〕」(VE 161)を通じて初めて示されることである。曰く、「真理の合意説が必要とするのは、より良い論拠の持つ独特の強制なき強制を、討議の形式的特性を通じて説明することである。論証連闇の根底に存する〔zugrundeliegt〕ところの諸々の文の論理的一貫性〔die logische Konsistenz von Sätzen〕のようなものであったり、いわば論証の外から入り込んでくるような経験の明証のようなものを通じて説明することではない」(VE 161)。「整合

² 「期待はずれ」に結びつく確信の重要性は、72年の「真理論」、さらに『認識と関心』(1968/1973)に付された「後記」(1973)において、「命題の真理性」とは区別された「経験の客觀性〔die Objektivität der Erfahrung〕」(EI 388; vgl. VE 151f.)として取り上げられる。この「客觀性」の意味合いは、『真理と正当化』以後の修正案の中で、客觀的世界が「意のままにならない〔unverfügbar〕」(WR 25)と規定される際にもある程度維持されていると考えられる。ただやはりこの「客觀性」も「真理性」ではないし、「[…] 経験の客觀性は、ふさわしい真理のモデルではない」(VE 152; vgl. 153f.)。

³ 藤澤は触れていないが、この時期のハーバーマスとよく似た理論として「内在的实在論」を提唱したH. パトナムは、「『真理』とは[…]、ある種の（理想化された）合理的受容可能性——我々の信念相互の、そして信念と我々の経験との[…]ある種の理想的整合性——であって[…]」(Putnam, 1981, 49f.)と述べており、ここからも合意説と整合説の類縁性が指摘できるだろう。

性」ではなく「一貫性」という語が用いられてはいるものの、討議で論拠が提示されるのに先んじて「根底に存する」ようなものによる説明を、ハーバーマスは認めない。そして合意説の重点は、論証にかけられた言明とそのために提示された論拠とが論理的に一貫しているかどうかではなく、あくまでそれが合意形成につながるかどうか、に置かれることになる。妥当要求の「認証」を定義した「普遍的語用論とは何か」の一節にはこうある。「認証とは、話し手 [Proponent] が、経験や直観に訴えることによって、ないし論拠や筋の通った行為 [Handlungskonsequenzen] によって、承認相当性 [Anerkennungswürdigkeit] を根拠づけたり、妥当性の、主觀を超えた [übersubjektiv] 承認をもたらしたりすることである」(VE 356f.)。話し手と聞き手が合意に達するための方法は、主題化されている言明と整合的な「論拠」だけではなく、「経験や直観に訴えること」もあるが⁴、あくまで「討議の結果 [Ausgang] は、論理的な、あるいは経験的な強制を通じて決定され得るのではない。そうではなく、『より良き論拠の持つ力』によって決定され得る」(VE 161)。これら論拠の「力」や「認証」概念によって真理を説明する合意説は従って、討議に先んじて判定可能だと想定できるような整合性だけで説明し切れるものではない⁵。

1.2 理想的発話状況と真理定義、真理基準

ここまで、真理の合意説が主に三つの理論を相手取って提示されていることを確認してきた⁶。続いて、合意説がどのように真理を定義し、またどのようにして個々の言明の真理性の判定基準となるのか、をまとめておこう。鍵になるのが、周知の「理想的発話状況」である。

ハーバーマスが合意説の提示において想定するモデルは、話し手が発話において掲げた真理性要求が、討議的認証（正当化）に成功する、というものである。しかしその討議が現実的で経験的なものである限り、成功した正当化には可謬性が付きまとう。すなわち、たとえある時点で正当化が成功し、討議参加者たちの間で事実的合意が形成されたとしても、当該の言明や合意内容が後になって偽だったと判明することがある。真理を正当化によって説明する合意説はこの可謬性に対抗する道具立てを必要とするのであり、そのためハーバーマスは理想的発話状況を導入した。

⁴ 「筋の通った行為」については、誠実性要求の認証に相当すると考えられる。真理性・正当性要求が討議的に認証されるべきものなのに対し、誠実性要求は行為連関においてのみ認証されるべき、とされているためである(vgl. VE 139)。

⁵ アーベルもハーバーマスと同じく、対応説や明証説、整合説といった従来の理論はそれぞれ不十分であり、「補完、統合 [integration] ないしアウフヘーベン」(Apel, 1998, 64) する必要があるとする (cf. 嘉目道人, 2017, ch. 3.4, esp. 172)。

⁶ ガウス講義や「真理論」ではさらに、ハイデガーに代表される真理の開示説 [Offenbarungstheorie] が誠実性要求との関わりの中で簡潔ながら扱われているし、またハイデガーの真理概念についてはアーベルも重点的に取り扱うところではあるが、本論で取り扱うことはできない。最低限言えるのは、当時のハーバーマスがこの理論を、真理性を誠実性のモデルで捉えてしまっており、認知的 [kognitiv] な言語使用の実在準拠 [Realitätsbezug] を正当に評価できていない、と考えていたことである (vgl. VE 112; VE 156f.)。「真理論」では、誠実性要求に関わるとされる説（表現は“Manifestationstheorie”とされている）が、主要で洗練された真理論として取り扱われるほどのものではないとも述べられるなど、本論が扱えていない、より詳細な分類と批判が行われている (vgl. VE 149ff.)。

この〔現実の合意を偽りの合意から区別できるという〕現象を私は、我々がどのような討議においても相互に、ある理想的な発話状況を想定していることによって説明したい。理想的発話状況を特徴づけるのは、この条件下で達成され得る各々の合意はどれも、それ自身で〔*perse*〕真なる合意として妥当することが許される、ということである。理想的発話状況の先取り〔*Vorgriff*〕は、我々が事実的に達成された合意に真なる合意という要求を結びつけることが許されるための保証である。(TGS 136; vgl. VE 118)

ここでまずハーバーマスは、理想的発話状況の導入を通じて真理を定義している。理想的発話状況は「コミュニケーションが外的な偶然的影響だけでなく、コミュニケーションそのものの構造から生じる強制によっても妨げられない発話状況」(TGS 137)のことであり、論拠の持つ説得力以外の強制に妨げられることなく、参加者たちが平等な発言機会を持つような状況を指す。言明の真理性は、それが理想的発話状況の条件下で達成された合意の内容だ、という仕方で定義される。言い換えれば、理想的条件下で正当化された言明が、真なる言明なのである⁷。

こうして真理の定義は与えられるが、この定義はそのままでは使い物にならない。というのも、「経験的な語りの条件は理想的発話状況の条件〔…〕とは明らかに——おそらくしばしば、あるいは大抵の場合は——同一ではない」(TGS 140)からである。理想は理想であって、それが（完全な意味で）実現できないことをハーバーマスは認める。従って、実現不可能な〈理想的正当化〉を真理の定義としたところで、それは個々の言明の真理基準としては利用できない。そこでハーバーマスが立脚するのが、先のブロック引用でも強調されていた「想定」、すなわち反事実的な〈先取り〉である。理想的条件と経験的条件が一致しないことを述べた上の引用に続いて、ハーバーマスはこう述べる。

にもかかわらず、我々が発話行為（や行為）を遂行するときには、あたかも理想的発話状況〔…〕が単にフィクショナルな〔*fiktiv*〕ものではなく現実的〔*wirklich*〕であるかのように、反事実的に振る舞っている——だからこそ我々は、これを〈想定〉と呼ぶ。このことが、可能な語りの構造に属しているのである。〔…〕我々は言語的了解の最初の行為の段階で、この想定を事実的に、常に既に行なっていなければならない〔…〕。〔…〕理想的発話状況の〈先取り〉は、どのような可能的コミュニケーションにとっても、構成的仮象〔*ein konstitutiver Schein*〕という意義を持つ。この仮象は同時に、ある生活形式の予兆〔*Vorschein*〕なのである。(TGS 140f., <…>引用者)

この〈想定〉ないし〈先取り〉によって、理想的発話状況は個々の言明の真理基準として利用

⁷ 厳密に言えば、この時期のハーバーマスは理論的討議における真理性要求の認証では「説明〔*Erklärung*〕」がなされ、「正当化〔*Rechtfertigung*〕」は実践的討議における正当性・適切性要求（それぞれ命令と価値づけにおいて掲げられる妥当要求）の認証でなされるものとしている(vgl. VE 163f.)。ただ『真理と正当化』のタイトルにも現れる通り、この「説明」と「正当化」の区別は、この後重要な区別として用いられていないため、本論では理論的討議でも「正当化」の語を用いることとする。

できるようになる。経験的討議で得られた事実的合意が、その参加者たちによって近似的に理想的な条件下で得られた合意だと見なされた場合、その合意は合理的な合意、ないし真なる合意と言える——その合意内容を真だと判定できる——ということである。

また、この引用には修正後の理論にも効いてくるポイントが含まれるため、その点も確認しよう。それは、理想的発話状況の先取りが、そもそも発話行為やコミュニケーションにとって「構成的」だということである。つまりこの先取りは、言明の真理性を判定する際の基準として用いられるだけでなく、言語的了解が言語的了解として、コミュニケーションがコミュニケーションとして、発話行為が発話行為として成立するための必要条件である。この点は、『真理と正当化』で理想化と真理の関係についての主張に修正を加えるハーバーマスが、それでも理想化を維持しようとする際の重要なポイントとなる。

2. 中間期と立場変更の契機

ここまで 70 年代のハーバーマスが提唱した真理の合意説を、真理定義としての理想的発話状況と、個々の言明の真理基準としてのその先取りという観点から整理してきた。序文でも述べた通りハーバーマスは『真理と正当化』で比較的ラディカルな理論の修正を行うが、本節で扱うのはいわば中間期、立場変更の前夜たる 80 年代である。

ただこれも上述したが、この時期の理論においてはハーバーマス本人も述べる通り、真理の定義や基準といった問題が後景に退いているという見方が一般的である⁸。この時期の真理論を『コミュニケーション的行為の理論』(1981) に關係づけて論じた数少ない先行研究の一つであるズィダーヴァートの論考によれば⁹、この時期のハーバーマスの主題は、言明の真理性の説明ではなく、言明や発話行為の意味理解の説明へと移っている (cf. Zuidervaart, 2014, 26)。すなわち、G. フレーゲに由来する真理条件意味論が〈我々が文の意味を理解するのは、どのような状況下でその文が真であるかを我々が知るときである〉と論じるのに対し、ハーバーマスは M. ダメットを引き合いに出しつつ、〈言語的に媒介された相互行為の意味を我々が理解するのは、それが受容可能であるような条件を我々が知るときである〉と論じるようになっている、というわけである (cf. ibid., 27; vgl. TkH1 424ff.)。

実際このようにしてハーバーマスは真理と意味理解とを結びつけるが、言明の真理性は依然として「認証」によって説明される¹⁰。ズィダーヴァートも指摘する通り、この時期のハーバーマスにおいても、「本質的に、真理が意味するところのものは『正当化された』ないし『保証された』主張可能性である」(Zuidervaart, 2014, 27)。そして理想的発話状況の諸規定についても、「論証

⁸ 藤澤は実際このことに言及している (cf. 藤澤賢一郎, 1989, 118)。また命題的真理性が主題化された先行研究では、そもそもこの時期の論考に触れないことが多い (cf. Levine, 2010; 嘉目道人, 2017; 久高将晃, 2021)。

⁹ この論考は、70 年代の理想的発話状況を適切に取り扱えておらず、ハーバーマス合意説の展開・変遷を説明するにあたっては致命的とも思える欠陥が含まれるが、真理条件意味論とハーバーマスの形式語用論との関係に絞れば適切な描写がなされていると思われる。

¹⁰ 曰く、「いざれにせよ、修正された真理の意味論は〈真理条件は、それに相応する真理性要求がいかにして認証されるかについての知と独立には解明され得ない〉という事情を考慮に入れている」(TkH1 426, 〈引用者〉)。

の一般的でコミュニケーション的な前提」(TkH1 47)としてその必要性が強調される¹¹。「[この前提を提示しようとする] この提案は、個々の点では満足いかないかもしれない。しかし、一般的な対称条件 [Symmetriebedingungen] を再構成しようとする志向は、私には相変わらず正当なものだと思われる。能力ある話し手は誰でも、そもそも論証に立ち入ろうとする限りで、この条件が十分に満たされていると前提しなければならない」(ibid.; MkH 98f.)。

2. 1 『真理と正当化』につながる立場変更の予兆

ここまで、真理条件意味論とのかかわりの中で、真理の取り扱いが意味理解へと重点を移したこと、理想化による真理の定義や基準の提示がそのものとしては後景に退きつつ、ある程度は維持されているであろう点が確認できた。

しかしハーバーマスは、「『ニュー・レフト・レビュー』によるインタビュー」(1984, NU 所収)で当時の自らの真理論の要約を求められた際、基本的にはこれまでに見てきたことを再確認しつつ、最後に次のように付け加えている。「この真理論は意味の解明のみを行うのであり、いかなる基準も提供することはありません。そしてもちろんそれと同時に、意味と基準との明確な区別を掘り崩すのです」(NU 227ff. 強調引用者)。

この一節は 70 年代、そして 80 年代初頭というこれまで確認してきた理論からの立場変更を告げるものとして考えることができる¹²。つまりこの時期のハーバーマスは、理想的発話状況の〈先取り〉によって、個々の言明の真理性を確定することができないと考え始めた、と理解できる。しかし、「意味の解明」のみは依然として残っている。すなわちさしあたりは、〈理想的発話状況における合意内容 = 理想的正当化 = 真理〉という真理定義は維持されているように読める。

しかし、続く部分では、この立場変更が「意味と基準との明確な区別を掘り崩す」とも述べられる。このインタビューでの（インタビュアーとの）対話はここで一旦話題が切り替わり、「掘り崩す [untergraben]」という表現の内実についてこれ以上の説明はない。ただ本論の見るところこのインタビューは、次節で扱う修正案につながる、いわば予兆であったと解釈できる。すなわち上記のように個々の言明の真理基準についての立場を修正し、理想的発話状況の先取りを個々の言明真理から切り離すことを皮切りに、ハーバーマスが理想化と真理とを結びつけることから少しづつ距離を取り始めていたのだ、と。

実際、出版年こそ上のインタビューと前後するが¹³、この時期は『真理と正当化』でのハーバーマスの立場変更を動機づけた、A. ヴェルマーからの批判がハーバーマスに宛てられた時期もある。その批判は、(1) 理想的発話状況の先取りによってハーバーマスが確保しようとした「合

¹¹ 上田もこの点を指摘する (cf. 上田知夫, 2019, 42)。

¹² 72 年の「真理論」に対して 1983 年に付された補遺でも、「真理基準についての語りはミスリーディングである。合意説は真理概念の意味を説明するものではあるが、それは手続き——真理発見 [Wahrheitsfindung] の、ではなく真理性要求の認証の手続き——を参照することで、である」(VE 160Anm.) と述べている。

¹³ Wellmer (1986) のある脚注では二人の間に私信があったことも触れられており (vgl. ibid. 73Anm.)、出版年の前後を別段強調する必要はないと思われる——ただしヴェルマーは上記のインタビューの立場変更（の示唆）ではなお満足いくものとはなっておらず、以下に記す批判からハーバーマスが逃れられていない点も指摘する (ibid., 78ff.)。

理的な合意」——合意内容が真理であるような合意——が、文字通り合意の「合理性」を確保しこそすれ、「失われ得ない」真理までをも確保するものではないこと、また(2)〈先取り〉ではない理想的発話状況の条件下での合理的合意が「無限の合理的合意」として理解されるとすれば、その合意が可能的経験の限界を超え、人間的な歴史の彼岸としてしか理解できなくなってしまうこと、であった(vgl. Wellmer, 1986, Kap. 7)。

理想的発話状況の先取り、そして理想的発話状況そのものをこのように批判されたハーバーマスは『真理と正当化』で、どちらの批判も受け入れる形で自らの理論に修正を加えた。修正後のハーバーマスが新たな理論を提示する際に批判相手として選んだR. ローティのコンテクスト主義に、また自らの理論に取り込んだH. パトナムの内在的実在論に簡潔に触れている『ポスト形而上学の思想』(1988)では、ヴェルマーのこうした批判を意識しながら書かれたとも思えるような一節がある。「確定された過去、事前に決定された未来、判決を下された現在からなる歴史など、もはや何らの歴史でもない」(ND 169)。

3. プラグマティックな真理概念と合理的受容可能性

3.1 彼岸から此岸へ：プラグマティックな真理

前節で、少なくとも84年のインタビュー以降のハーバーマスが、理想的発話状況やその先取りとしての真理定義・真理基準から距離を取り始めていたことが確認された。最終節に当たる本節では、ハーバーマスの立場変更が明確に打ち出された『真理と正当化』およびそれ以降の論述を参照しつつ、真理概念が、またそれに伴って理想化の思想がどのように改訂されたかを見よう。

まずは真理概念である。従来の真理概念は、その定義を理想的発話状況における合意として、真理の「失われ得ない」という特性を確保しつつも、同時に真理を人間的歴史の彼岸へと——つまり人間には到達不可能な形而上学的領域へと——押しやってしまっていた。したがって修正案は、真理を歴史の此岸に配置する必要がある。そこでハーバーマスは、討議的認証を通じて理解される認識的・手続き的な真理概念に代えて、日常実践に定位した真理概念——「プラグマティックに把握された非認識的真理概念」(WR 51)——を新たに提示することになる。

従来の真理概念を特徴づけていたのは、言語・行為能力を持つ主体たる我々の〈討議参加者〉としての側面であった。しかし討議とはあくまで妥当要求が揺さぶられ暗黙の了解が失われた場合に必要とされる、ある種のトラブルケースであって、我々は常に討議参加者としての態度をとっているわけではない。トラブルが起こらない限り我々は素朴な〈行為者〉でしかなく、たとえ討議の必要が出てきたとしても、それはあくまでトラブルを解決して〈行為者〉に戻るための措置でしかない。

こうした〈討議参加者－行為者〉という主体の二面性は、何も『真理と正当化』になって初めて提示され始めたものではなく、例えば72年の「真理論」でも既に述べられていた(vgl. VE 130f.)。しかし真理はあくまで討議的認証によって特徴づけられていた。これに代えてハーバーマスが新たに提示する真理概念は、日常実践の〈行為者〉という側面に定位した、プラグマティックな真理概念である。

行為者としての我々は、自らの知が誤っているかもしれない、という留保を伴った反省的・可謬主義的な態度を取り続けることなどできない。そのため、討議参加者の態度から見れば可謬的でしかない知を、無条件に真な知として取り扱わざるを得ない。さもなければ一々の行為に「行為確信 [Handlungsgewissheit]」(WR 255) が持てず、日常生活が成り立たないからである。しかも行為者はこうした確信を携えて、客観的世界内の対象と実際に「交流 [Umgang]」(WR 54) する——目の前の橋が突然崩壊するなどとは夢にも思わず、我々は橋に足を踏み入れるのである (vgl. WR 255)。

〈行為者〉としての側面に立脚して提示されているという点からも明らかに、新たに提示された真理概念は歴史の彼岸にあるようなものではない。真理は理想化の先にあるようなものではなく、むしろ日常的行為の中で「前反省的に『世界とうまくやる [Zurechtkommen mit der Welt]』こと」(WR 263) ができるかどうか、という仕方での信念の確証に基づいた、いわば手元に置かれたものである。またこの真理概念は「前反省的」で素朴なものとして提示されており、それに応じて無条件的なものである。すなわち行為者は自らの知が、今ここでしか通用しない知であるなどと留保をつけて行為に臨んだりはしない。もちろん行為が失敗することもある——後述する——が、「行為確信」は行為にあたってインプリシットに働いているものであって、行為が無事に成功する限り吟味されもしなければ、そもそも意識されもしない場合すらある。背景的確信として機能するこの真理性は、従来の理想化とは全く異なる仕方で、正当化（された信念）のコンテクスト依存性に抵抗するのである。

3. 2 理想化の行方

日常的行為に定位したプラグマティックな真理概念を提示したハーバーマスが、従来の理想的発話状況を援用し、「理想的コミュニケーション共同体」による真理論を展開した——そしてその立場を堅持していた——K.-O. アーペルから批判されたことは冒頭でも触れた通りである。曰く、「ところがハーバーマスはその後、探究プロセスに反省的規範的にかかわり、管見では真理論と討議理論との（すなわち私の考えでは、コンテクストを超越し普遍的である真理性要求という概念と、無限界の討議に規範的にかかわる真理性要求の認証という要請の）内的連関の基礎を形成する、論証というパースペクティヴを放棄してしまった」(PSR 122)。討議的認証によって真理を説明する方法を放棄し、「現存する『実在世界』[die existierende »eine reale Welt«]への準拠」(ibid.) を通じて真理を説明するハーバーマスは、外在主義形而上学へと逆戻りしている、というのがアーペルの言い分である。もちろんアーペルは、理想的正当化としての真理定義を提唱し続ける。すなわち真理とは、「探究プロセスが理想的、コミュニケーション的で [...] 認識的な [...] 条件の下で、すべての事実的合意を批判的に凌駕しながら——従って潜在的には無限に——前進し得るならば、無限界の探究者共同体が最終的には到達するであろうところの合意」(PSR 133) である。

確かにハーバーマスは従来の理想化を通じた真理定義・真理基準の提示を放棄して新たな真理概念を提示したのだから、アーペルがそれを真理の討議理論・合意説の放棄だと見なすのは一面

では正しい。しかしこのことは、ハーバーマスの新たな真理論に理想化が一切必要なくなったことを意味するわけではない。最後に、修正後のハーバーマス真理論における理想化の役割を確認しておこう。

上述のように、日常的行為の中で行為確信を形成する信念は、確かに行為者のパースペクティヴからすれば無条件に真なる信念である。しかしそれは、その信念に基づく行為が成功する限りでのことであって、行為が失敗した場合にはその信念は揺さぶられることになる。このとき行為者は、自らの態度を素朴な行為者から討議参加者へと切り替え、背景知だった信念を一つの真理性要求として、討議にかけ直して吟味しなければならない。プラグマティックで非認識的な真理は、討議的な吟味を通じた認識的な手続きによって補完されなければならないのである。

[…] 可能な限り包括的で常に継続可能な論証プロセス、という理念は […]、「真理」の、とはいかないまでも、「合理的受容可能性」の説明にとって重要な役割を維持している。[…] [理想的発話状況のような] イメージがいかにミスリーディングであろうと、我々は決して、これと類似した理想化から逃れることはできない。というのも、日常実践において問題含みだとされた真理性要求によってできた傷は、討議において癒されねばならないからである […]。確かに真理性要求は討議の中で認証することはできない [=無条件の認識的真理を確定させることはできない] が、しかし問題となった言明の真理性を我々が確信 [überzeugen] できるのは、論拠によってだけである。確信を与える [überzeugend] のは、我々が合理的なものとして受容できることだけなのである。(ZNR 48f.)

行為の失敗を通じて疑わしいものとなった信念は、討議における再吟味にかけられる。その討議は、それが反事実的な理想化を先取りするものである限りにおいて、そこで合意された言明を「合理的」に「受容可能」なものとする。そして〈討議参加者〉としての主体は合理的に受容可能となった合意内容を、行為確信へと位置付け直し、再度素朴な〈行為者〉として日常的行為へ戻っていく。日常的行為に対する討議のこうした補完的役割こそが、修正後の真理論に残った理想化の機能である。「生活世界に状況化され [situiert]、誤りを犯し得る [fehlbar] 存在である我々にとって、合理的であると同時に未来に開かれた討議以外には、真理を確信化 [Vergewisserung] することは不可能なのだから」(ZNR 48)。

おわりに

本論は真理論における理想化の役割という観点から、ハーバーマスの思想の変遷を整理してきた。70年代に、理想的発話状況によって定義され、その先取りによって基準を与えられた真理は、80年代初頭まではほぼ変わることなく維持されていた。しかし84年のインタビューを皮切りに、従来の真理概念が動き始める。理想的発話状況の先取りという仕方での基準的使用を剥奪され、真理の意味と基準との区別が掘り崩されていく。また、理想的発話状況に対する最も鋭利な批判として、その条件下での合意が歴史の彼岸としてしか理解できない、という批判を受けたのもほ

ほこの時期だった。真理についてのこの立場変更は『真理と正当化』で実を結ぶことになり、日常実践に定位したプラグマティックな真理概念が提示された。これを通じて理想化は、真理の定義・基準から明確に切り離されることになった。しかしこのプラグマティックな真理概念は、失敗を通じた信念の問題化という場面で、討議を通じた吟味によって合理的受容可能性——真理ではないにせよ——を再度確保するという仕方で、討議の補完を必要とする。そしてその討議には、やはり理想化が不可欠である。

理想的発話状況の導入の際に用いた「予備的考察」からの引用に即してまとめておこう。修正後に否定されることになったのはこの一節である。「理想的発話状況を特徴づけるのは、この条件下で達成され得る各々の合意はどれも、それ自身で真なる合意として妥当することが許される、ということである」(TGS 136)。しかし70年代当初から、討議やコミュニケーションにとっての理想化の不可欠性は提示されていた。残った理想化はこうである。「我々は言語的了解の最初の行為の段階で、この想定を事実的に、常に既に行なっていなければならない [...]。 [...] 理想的発話状況の〈先取り〉は、どのような可能的コミュニケーションにとっても、構成的仮象という意義を持つ」(TGS140f.)。

(ささきじん 哲学哲学史・博士後期課程)

文献表

- Apel, K.-O. (1998) *From a Transcendental-Semiotic Point of View*, Manchester University Press.
- (2002) "Pragmatismus als sinnkritischer Realismus auf der Basis regulativer Ideen", in: Raters, M.-L. & Willaschek, M. (Hrg.) *Hilary Putnam und die Tradition des Pragmatismus*, Suhrkamp, 117-147. (=PSR)
- Habermas, J. (1968, 1973) *Erkenntnis und Interesse*, Suhrkamp. (=EI) (奥山次良・八木橋貢・渡辺祐邦訳, 『認識と関心』, 未来社, 1981年.)
- (1981) *Theorie des kommunikativen Handelns. I*, Suhrkamp. (=TkH1)
- (1983) *Moralbewußtsein und kommunikatives Handeln*, Suhrkamp. (=MkH) (三島憲一・中野敏男・木前利秋訳, 『道徳意識とコミュニケーション行為』, 岩波書店, 2000年.)
- (1984) *Vorstudien und Ergänzungen zur Theorie des kommunikativen Handelns*, Suhrkamp. (=VE)
- (1985) *Die Neue Unübersichtlichkeit*, Suhrkamp. (=NU) (河上倫逸監訳, 『新たなる不透明性』, 松籟社, 1995年.)
- (1988) *Nachmetaphysisches Denken*, Suhrkamp. (=ND) (藤澤賢一郎・忽那敬三訳, 『ポスト形而上学の思想』, 未来社, 1990年.)
- (1999, 2004) *Wahrheit und Rechtvertigung*, Suhrkamp. (=WR) (三島憲一・大竹弘二・木前利秋・鈴木直訳, 『真理と正当化』, 法政大学出版局, 2016年.)
- (2005) *Zwischen Naturalismus und Religion*, Suhrkamp. (=ZNR) (庄司信・日暮雅夫・池田成一・福山隆夫訳, 『自然主義と宗教の間』, 法政大学出版局, 2014年.)

- Habermas, J. & Luhmann, N. (1971) *Theorie der Gesellschaft oder Sozialtechnologie. Was leistet die Systemforschung?*, Suhrkamp. (=TGS) (佐藤嘉一・山口節郎・藤澤賢一郎訳, 『ハーバーマス=ルーマン論争 批判理論と社会システム理論』, 木鐸社, 1987年。)
- Levine, S. (2010) "Habermas, Kantian Pragmatism, and Truth," *Philosophy & Social Criticism*, 36(6), 677-695.
- Putnam, H. (1981) *Reason, Truth and History*, Cambridge University Press. (野本和幸・中川大・三神勝生・金子洋之訳, 『理性・真理・歴史：内在的実在論の展開（新装版）』, 法政大学出版局, 2012年。)
- Wellmer, A. (1986) *Ethik und Dialog*, Suhrkamp. (加藤泰史監訳, 『倫理学と対話』, 法政大学出版局, 2013年。)
- Zuidervaart, L. (2013) "How Not to Be an Anti-realist: Habermas, Truth, and Justification," in: Zuidervaart, L. et.al (eds.) *Truth Matters*, McGill-Queen's University Press, 23-45.
- 上田知夫 (2019) 「ハーバーマスにおける真理と正当化」, 『東京医科歯科大学教養学部研究紀要』, 49, 37-49.
- 久高将晃 (2021) 「ハーバーマスの実在論」, 『人間科学（琉球大学人文社会学部紀要）』, 41, 93-111.
- 佐々木尽 (2022) 「『真理と正当化』におけるハーバーマスの真理理論」, 『倫理学研究』, 52, 119-130.
- 藤澤賢一郎 (1989) 「ハーバーマスの真理論」, 徳永恂 編 『フランクフルト学派再考』, 弘文堂, 111-159.
- 嘉目道人 (2017) 『超越論的語用論の再検討』, 大阪大学出版会。

Truth and Idealization: Habermas' conception of communication and its transition

Jin SASAKI

In *Gauss Lectures* (1970/71), Habermas proposed a “consensus theory of truth”, which was based on the concept of “ideal speech situation” and developed with various criticisms in articles, such as “*Preliminary remarks on a theory of communicative competence*” (1971), “*Truth theories*” (1972), and “*What is universal pragmatics?*” (1976).

Habermas revised his theory of truth in *Truth and Justification* (1999/2004), after a relatively long interval, stating that we should not assimilate the concept of “truth” with the notion of “ideally warranted assertibility (or acceptability)” (justification in the ideal speech situation). K.-O. Apel, who had favorably accepted Habermas’ previous consensus theory and developed a truth-theory based on the concept of “ideal communicative community,” condemned Habermas’ revision as an “abandonment” of the consensus theory of truth that included the rejection of the conception of idealization. However, after the revision, Habermas argued that the idealization is indispensable to both scientific investigations and our daily-life communications.

This article has the following two goals: (1) to chart in detail how Habermas modified his theory of truth, especially vis-à-vis the conception of idealization, and (2) to argue in favor of the thesis that Habermas’ theory of truth *indirectly* requires the conception of idealization insofar as the approximately idealized communication endows us with *rational convictions*.

「キーワード」

真理の合意説、討議、理想化、合理的受容可能性、プラグマティズム